

郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第15号

郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会条例の一部を改正する条例

郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会条例（平成29年郡山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第3号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センターに準ずる者（以下「高年齢者等就業支援団体」という。）の認定に関し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第12条の2の23</u>及び地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第52条の規定に基づき学識経験を有する者の意見を聴くため、郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第3号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センターに準ずる者（以下「高年齢者等就業支援団体」という。）の認定に関し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第12条の2の21</u>及び地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第52条の規定に基づき学識経験を有する者の意見を聴くため、郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。